（様式２）

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和８年 10 月 26 日

横浜市契約事務受任者
道路・交通政策局長　角野　智史

１　契約の概要
野毛ちかみち南Ｂ２出入口シャッター修繕

２　履行（納品）場所
中区桜木町１丁目（野毛ちかみち）地先

３　契約日
令和８年９月 14 日

４　履行日又は履行期間
令和８年 11 月 30 日

５　契約金額
77,000 円（うち消費税及び地方消費税相当額 7,000 円）

６　契約の相手方（名称及び所在）
横浜市中区吉田町 65　ＥＲＶＩＣ横浜 10 階
文化シャッター株式会社　横浜営業部
部長　秋山　裕行

７　当該随意契約を行わざるを得なかった理由
令和８年９月 14 日に野毛ちかみち南 B2 出入口シャッターが不動作になり、当該出入口の利用停止が長期化すると、利用者に多大な影響を及ぼすため、シャッター修繕の緊急契約を行いました。

８　契約の相手方の選定理由
シャッター設備に精通し、かつ当日に緊急対応が可能な会社を選定。

９　所管課
道路・交通政策局道路部施設課